



協会活動状況

(特別の記事のないものはすべて植物園において)

●昭和四十九年八月二十三日

浜頓別調査打合わせ

出席者 斎藤(雄)、井上、小川(峻)、内藤(道庁自然保護課)、正富。

道より委託のタツチャロ湖周辺調査につき斎藤副会長から調査内容などにつき説明あり、調査メンバーを次のとおり決定。

鳥類 正富、小川。植物 辻井。

水質 関矢(北農試)。魚類 井上。

プランクトン 芳賀、長内。

調査については各チームに任せることとし、一部先行して実施している鳥類について小川理事から現況を説明。

●八月三十一日

常任理事会

出席者 伊藤(秀)、斎藤(雄)、久万田、辻井、鮫島。

大規模林業圏構想についての再検討に關する要望書(案)(大雪専門委に付託したもの)を検討。とりまとめのうえ提出することに決定。

自然に親しむ集い(九月八日、野幌で開催予定道庁主催)には久万田理事出席の予定。

大島事務員退職の件を了承。

●十月二十六日

常任理事会

出席者 伊藤(秀)、斎藤(雄)、久万田、辻井、芳賀(良)。

然別湖周辺の自然保護問題につき芳賀理事から説明。ヒメチャマダラセリおよびゼニガタアザラシの保護問題についての提案があり、案文を各提案者から提出してもらうことと決定。

北電の富村ダムについて日本自然保護協会からの反対意見書が送付されたが、本件については十勝自然保護協会からも出席を求め、理事会で検討することを決定。

理事会は十一月十六日に開催することとした。

●十一月十六日

第五十八回理事会

出席者 斎藤(雄)、門脇、重岡、石川(俊)、明道、宗像、午来、村本、坂本、斎藤(春)、小川、辻井、藤村(十勝自然保護協会理事)、陶(鹿追の自然を守る会長)、網島(北電土木部次長ほか二名)。

(-)北電・富村発電所建設計画についての説明。北電土木部網島次長より説明がなされた。大要を記すると次のようである。

本発電所建設の根拠としては、道央方面からの送電が不安定で、地域単位の電力自給体制の必要性が高まったこととあ

げ、計画地域において、昨年来さまざまな調査が実施され、その成果を十分踏まえて水生生物、ことにオシロコマの生息に影響をおよぼさないようにダム下流域の維持流量確保を計る。具体的には、

○・五㎡/毎秒の流量を確保することによって、最低三〇cmの水深は維持し、三〇cmにおよばない場合は、発電を中止する。また工事請負業者には厳しい規制を行ない、工事に伴う自然破壊を起こさないよう留意するともども、遵守されない場合は、入札解除も考えようというもの。

次いで地元十勝自然保護協会の藤村理事より、過日、日本自然保護協会から出された「富村水刃発電ダム計画反対意見書」は、多くの事実誤認があること、むしろ営林署による伐採行為のほうが問題である。またダム工事に付随した自然破壊が懸念されるので、工事中は監視を強化する必要がある、と着工止むなしという同協会の意向の説明を受ける。

このあと各理事から、本件については本協会を含めて地元と十分な連絡をとることを日本自然保護協会に述べるべきでないか、道内各地で提起されている問題をより早く把握し、十分な検討が加えられるべきでないかという意見とともに、特に知床、阿寒、大雪のような国立公園地域の森林施業について注意する必要があるのではないかという意見が出された。

(-)、然別湖周辺の自然保護問題——まず本協会・伊藤会長の視察がなされたことに關する報告があり、続いて藤村、十勝自然保護協会理事ならびに陶鹿追の自然を守る会会長から説明があった。本協会でも、然別湖周辺森林の格上げを考

べきとの意見がまとめられた。

(-)、草地試験場(栃木県西那須野町)への転出に伴う西村常任理事の辞任を認め

小川理事の補選を決める。

(一)、ゼニガタアザランおよびヒメチャマ
ダラセリの天然記念物指定に関する要
望については、文案を整理のうえ提出す
ることに決定をみた。

(二)、会員有志からの理事会公開要求につ
いて。大規模林業園問題について総会
席上反対決議がなされたが、その後どう
処理されたか、また反対決議がなされた
にもかかわらず、協会理事が調査に参加
していることは是非について、九名の会
員から質問が寄せられた。本件に関して
常任理事会から、第一の質問については
すでに要領書が提出されていること、理
事会は公開である点を回答したとの説明
がなされた。

第二点についてはいろいろな議論がな
された。協会としての立場と個人として
の言動が一致することが望ましいのは言
うまでもないが、専門家としてすべての
場合に、協会の立場と一致することまで
期待できない。いずれにしても、慎重な
行動が望まれるという点で一致をみた。

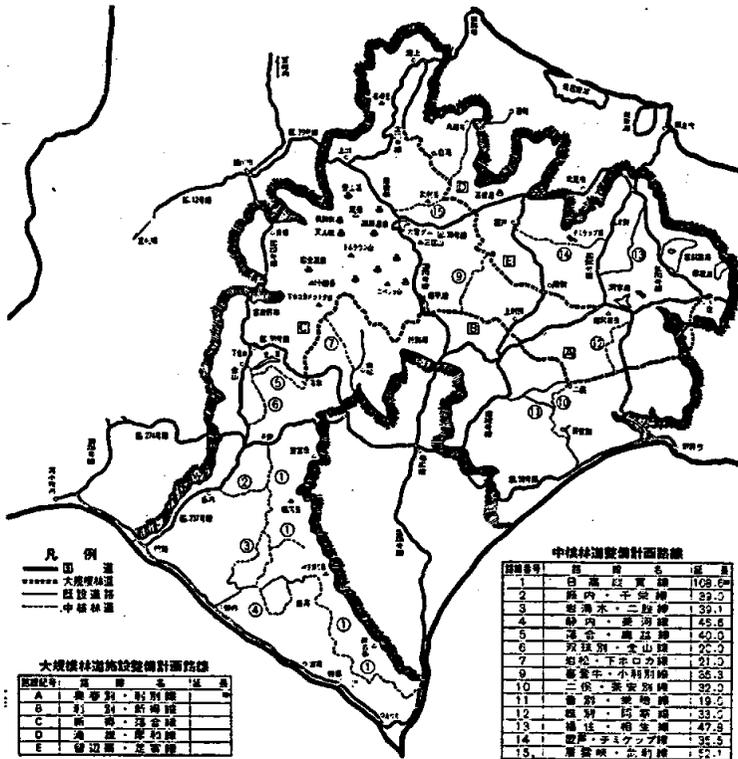
(三)、苫小牧・道央高速道路問題について
——北大演習林と道路公園との間で、ひ
き続き交渉が行なわれていると本協会門
協理事から説明があった。

(四)、協会活動のPRについて——積極的
に報道機関などに情報を提供し、協会の
活動をPRする体制の確立が急務である
という点で意見の一致をみた。

(五)、会誌十三号の締切りは十二月末日に
すると、石川編集委員長より報告がなさ
れた。

大規模林業園開発計画と問題点

森 山 守



本年十月、大規模林業園をめぐる情勢
は重大な局面にさしかかっていた。十一
月から大規模林道に着工する方針を道が
明らかにして以来、道内各地の自然保護

団体の危機感は一層高まった。大規模
林業園開発計画(以下林業園計画)が実
施されるならば、大雪山縦貫道路を阻止
した事実は無に帰してしまおうとさえいわ

れる計画なのである。

旭川や札幌の大雪の自然を守る会
など、多くの自然保護団体の請願法に基
づく反対請願により、本年度着工はかろ
うじて見送られ、着工は来春以降に持ち
越された。

ところで、六月十五日に開かれた協会
の昭和四十九年度総会において、林業園
計画に対する反対決議が満場一致で採択
されたにもかかわらず、協会独自のこの
問題に対するとり組みが聞かれないのは
どうしたことだろう。毎日のように報道
される各地での活発な運動を見るたび
に、自ら動こうとしない協会の現状に、
いらだたしさを覚えてならない。協会が
今後この問題に積極的にとり組むことを
期待しつつ、林業園計画の問題点を探っ
てゆきたいと思う。

大規模林業園開発計画とは

この計画は、全国に自然の荒廃をもた
らした新全国総合開発計画の基本構想に
基づいて、林野庁により策定された大規
模開発プロジェクトである。低質な広葉
樹林帯の改良などを目的として全国七地
域が対象地域とされ、北海道では日高・
大雪・阿寒・北見の勝れた針葉樹林帯が
その指定を受けている。

北海道における開発の意義としては、
「高生産林業の確立と森林の公益的機能
の充実強化をはかり、森林関連産業なら
びに、その他の産業振興に寄与する」と
され、林業だけでなく一市三六町村、北
海道面積の四分の一にも及ぶ広域な地

域開発計画の役割をも担うものである。

そのためには「林道網の体系的整備をはかり、拡大造林と積極的な天然林施業を推進し、木材生産の合理化と森林関連産業の再編整備を促進するとともに、自然環境を生かした森林レクリエーションエリアの整備をはかる」としている。計画は、第三期北海道総合開発計画に組みこまれて実施され、計画期間は昭和四十九年から昭和六十年までであり、計画の要点は次のとおりである。

(イ)対象面積 二二八万ha
(北海道の二八%)

森林面積 一七八万ha
(北海道の三三%)

森林蓄積 二二二百万m³
(北海道の四二%)

(ロ)圏域内を、林業生産地帯・里山林業生産地帯・保護保存地帯・森林造成地帯の四地帯に区分する。

(ハ)人工造林の拡大、天然林施業の強化により成長量を増大させる。昭和四十五年比の蓄積量、伐採量は次のとおり。

蓄積 一〇二% 一一四%
伐採 一一五% 一四一%

(ニ)林業労働力は、昭和四十五年二五、二〇〇人が昭和六十年一三、五〇〇人となるため機械化を積極的に推進する。

(ホ)木材消費量は、昭和四十五年二八九万m³を昭和六十年四四二万m³とする。

(ヘ)木材関連工場は、昭和四十五年六八四工場を昭和六十年五七三工場に整備統合する。

(ロ)治山治水の総合整備をはかるとともに東大雪など五カ所に二二万八、〇〇〇haのレクリエーションエリアを設定し施設の整備をはかる。圏域内の観光客は昭和四十五年九〇〇万人であるが、昭和六十年には六、〇〇〇万人を導入する。

(ハ)大規模林道計画は次のとおりである。大規模林道五路線 四〇四km
(幅員七・五m 完全舗装)
中核林道一五路線 五九五km
(幅員五m 完全舗装)
その他林道 六、八〇〇km

大規模林業圏開発計画の問題点

林業圏計画の最大の問題点は、この計画の趣旨と、具体的な計画内容がまったく矛盾していることにあるといえよう。低質な森林の改良をうたいながら、北海道でも最も豊かな森林地帯の伐採計画であり、また過疎対策といながら林業地帯を観光地化し、過疎化にさらに拍車をかける計画なのである。

1. 伐採中心の計画

この計画は、北海道に残された豊かな天然林地帯を大規模に伐採する計画であるといわざるを得ない。

林業圏構想とは、前にも述べたように質の悪い森林地帯を改良するのが本来の目的である。大雪や阿寒を対象圏域とするこの計画を誰が納得できようか。今回対象になった圏域は、他の地域よりも森林の蓄積量が六割近くも多いのである。まず、現在でも森林伐採による自然の

荒廃が問題になってくるにもかかわらず計画では、さらに伐採量の増加を見込んでいる。昭和四十八年三月に出された道林務部と道開発庁の資料によると次のとおりである。

昭和四十五年 昭和六十年
年間成長量 五一八万m³ 六二四万m³
年間伐採量 四九二万m³ 五六五万m³

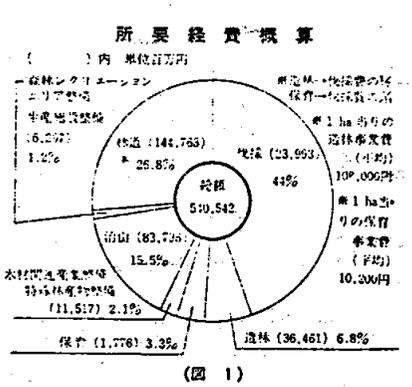
これまでの林業による山地荒廃の原因は、植林や品種改良などへの期待から年間成長量を過大に見込んで伐採したが、期待どおりに森林が成長しなかった点にあるといわれている。伐採は確実に進められるが、成長量はあまりにも不確定な要素が多いのである。

さらに、次に掲げる数字はどのように説明されるのだろうか。先の資料の一カ月前、昭和四十八年二月の道開発庁の基礎資料である。

昭和四十五年 昭和六十年
年間成長量 三四九万m³ 五一三万m³
年間伐採量 四九二万m³ 五六四万m³

昭和四十五年には、成長量以上に伐採していることを道の林業統計でも認めている。ここでは、昭和六十年になっても伐採量が成長量を上まわると考えていたのである。伐採量の増加を正当化するために、不確定要素の多い成長量を適当に動かしたとするのは、かんぐりすぎだろうか。

経費の面から見ても総額五、四〇五億円のうち伐採に要する経費が二、三九九億円も計上されているのに対し、造林に三六五億円、保育に一七八億円と植林関



連予算が著しく軽視されている。(図1) これほど多額な総予算を組んで森林の育成をはかろうとするのなら、渡島半島や道北地方など圏域外の地域にこの計画が適用されてこそ、その効果は期待されよう。

2. 不必要な大規模林道

次に、総延長七、八〇〇kmに及ぶ林道網建設に伴う問題である。七、八〇〇kmという、稚内・鹿兒島間を一往復半でできる長さである。

この圏域内には、すでに奥地まで林道網がはりめぐらされ、森林施業のために、新たな伐採箇所への林道新設だけで充分に用をなす状態にある。にもかかわらず、スパー林道による自然破壊が社会問題化しているなかで、スパー林道をより拡大した大規模林道を含め、現状の数倍の林道を建設しようというのである。まして自然地形に沿った現状の林道を有機的に結合するとの名目のもとに、

地形に逆らった峰越林道を主体に建設するのであるから、それによる自然破壊は図り知れないといえよう。

大規模林道整備の基本的な考え方として、国・道などと効果的に連結し、林業地域と拠点都市を結びつけるものと位置づけられている。この圏域でいう拠点都市とは、釧路や旭川である。林道網を一見して分かるように、大雪や北見、阿寒から最短距離で釧路へ木材を運び出せるルートを設定している。これにより、森林地帯の周囲をとりかこんでできた中小の木材工場は、きわめて大きな影響を受けると思われる。

また大規模林道は、観光の幹線道路でもある。金山ダムを基点とし、トムラウシ温泉、然別湖、糠平温泉を経て阿寒にいたる完全舗装の道路は、北海道最大の観光ルートといえる。

このように、林業上からは大規模林道の必要性がきわめて少ないが、まず大規模林道建設を先行させるところに、林業園計画の性格がうかがえる。

3. 林業地域の観光地化

現在、国で進めている林業政策の一環として、昭和四十七年に「グリーンプラン」なる構想が出された。一次産業の三次産業化、つまり林業地帯を観光地化しようとするものである。林業園計画もまさにこの方針に沿ったものといえよう。林道という名目で観光ネットワークを整備し、この圏域内に昭和四十五年の実に七倍に近い六、〇〇〇万人の観光客を導入するという驚くべき計画なのである。

レクリエーション施設の整備には、ゴルフ場やアーチェリー場までが計画され日高幌尻岳までがハイキング登山の対象に利用されることになっている。林道建設や大量の森林伐採により自然が荒廃したうえに、さらに六、〇〇〇万人の観光客の入り込みにより、自然破壊は決定的なものとなるだろう。

4. 地域の生活基盤の崩壊

地域開発とは、そこに生活する住民の要求をもとに進められなければならない。この計画は、一市三六町村、面積にして北海道の約四分の一の地域を一つの開発計画に従わせるのであるから、かかる住民の意志に基づいた地方行政、地方自治を妨げるものとなる。それは、この計画の中に端的に現われている。

この圏域の木材消費量は、昭和六十年には四十五年の約二倍と大幅な増加を計画しながら、一方の関連工場は一一工場にも及び、中小地元工場の廃止が計画されている。このことは、林業労働者を半減させる合理化政策と相まって地域の生活基盤を崩壊させ、過疎化の進行をさらに促進させるものにはかならない。

おわりに

林業園計画の問題点をより細部にわたり追求するならば枚挙にいとまがない。北海道自然保護団体連絡会議では、現在道に対し二十数項目に及ぶ質問書を提出しているという。その中で特に問題とされるのは、かかる大規模開発を計画するにあたっての道の行政姿勢であろう。大

規模な開発を実施する場合には、住民の合意を得なければならない」という昨年の閣議決定を、どのように理解しているのだろうか。

いずれにしても、他に類を見ない大規模

円山を削り取つてまで 道路は本当に必要か

—円山原始林と環状線建設反対運動—

中野徹三

反対運動に立ち上ってから

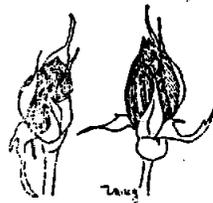
円山東面の裾にある静かな住宅地帯と円山基地を突き抜け、さらに数十メートルにわたって円山の山肌自体をも深く削りとりとする環状線市道（幅二七メートル、当初計画六車線）の建設に反対する運動に参加してから、ほぼ一年間が過ぎた。

昨年十二月の市議会各会派への陳情、建設委員会に出席しての趣旨説明、そして年末（十二月二十七日）のどたん場での委員会採決と陳情不採択の決定（採択賛成は共産党委員一名だけ）。今年に入ってから、私たちは改めて市当局と集団交渉を行ない、あらたに「子供と自然を守る円山住民の会」を発足させる。そしてこの会によるパンフレット『環状線建設に反対しよう』の作成準備と、そのための勉強会を開く。

四月、パンフようやく完成。関係当局

模な、そして広域な自然破壊が林業振興の名のもとに行なわれようとしている。自然保護協会の総力をあげた運動を展開しなければならぬ情勢を迎えていると思う。

（全員 在・札幌志）



市議会各会派、マスコミ、自然保護団体などに送るとともに、約五百部を周辺住民に配布し反対を訴える。五月、NHKテレビの「北海道の窓」で「環状線と円山原始林」という題で私たちの主張がとり上げられる。

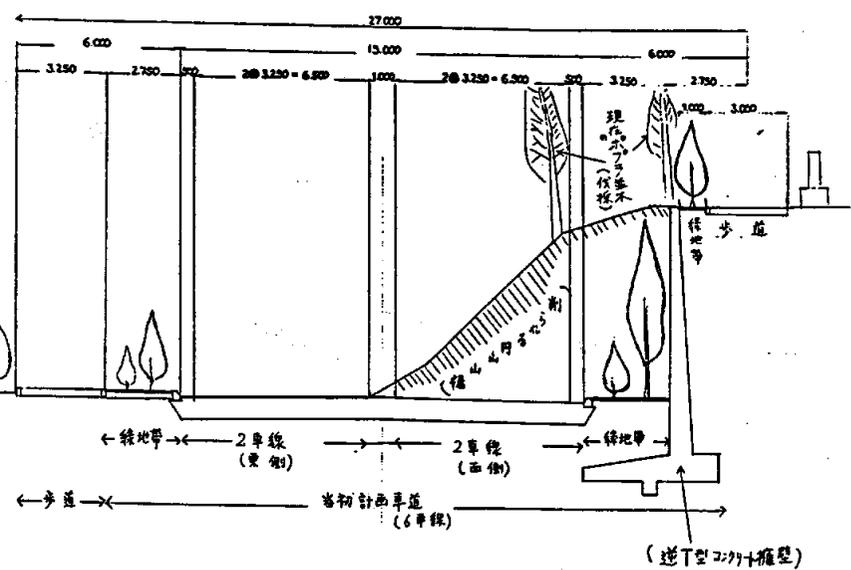
こうした活動のすべては「円山母親連絡会」や、私の妻を含む「新婦人南円山支部」の主婦たちによって担われたのであり、男性は当初私一人だった。住民運動においても婦人の力がいかに偉大であるかを、私は改めて感得させられた。もともと五月以降、自発的に協力を申し出て会に参加された男性の住民の方が二名現われて、私たちを大いに元気づけていることを忘れずに記さねばならない。

市当局の最近の修正提案

こうした状況の中で市当局は、当初は四十九年度一部着工―五十年年度完成の予定だったところを、一応「住民の皆さん

が納得されるまで話し合う」という態度に変わり、土木部長が交代したのちには計更の修正案作成にとりかかり、最近私たちに新提案を出してきた。

「……Ⅱ(2)現在、環状線としての機能を実質的に果たしている路線は非常に増



その骨子は、環状線は五放射線、一パイパスとともに、札幌市の都市計画の基本となるものでありやめることはできないが、住民の皆さんの要望とご批判に応じて、この区間(未完成の南一条—南九条間)を当初計画の六車線から四車線に暫定的に計画を変更し、二車線の部分を緑地帯にする、という内容である。(図面①参照)

新設する緑地帯には、八メートルおきに一本のふつうの街路樹の間隔と同じにせずもっと密接させて植樹し、植える樹木も成木にしたいということであった。

この提案が出されたこと自体、当初の市当局の言明がいかにいい加減なものであり、住民と自然環境無視の発想から出発していたかをよく示している。

えていると思われるが、そのうえにこの道路が——以上のような環境と市民生活の破壊を敢てしてまで——強行されねばならない理由はどこにあるか。また、この道路新設によって、他のこれに平行した諸線の通行が減少する保証は全くないと思われるが、どうか。

この質問に対する国本土木部長(当時)の回答は、「将来の需要増から見ると、必要最少限と思われる。副環状のようなものが出来てもやはり必要で、それができると平行路線は車が減少する」(私のメモより)という内容であったし、列席した幹部一同が、この「必要最少限」をくり返し強調した。しかし、今回の修正案を説明した川口土木部長によると、ここ数年はこれで足りるという。

では暫定的に四車線ということでは、そのうちに交通量が増えたと理由で、緑地帯をとり壊して六車線に変えることにはなりませんかと質問すると、そのときはそのときで……でも、一度緑地帯ができたならそれをとり壊すことはまず無理でしょう。永久的になると思いますがねと、川口氏は答えた。

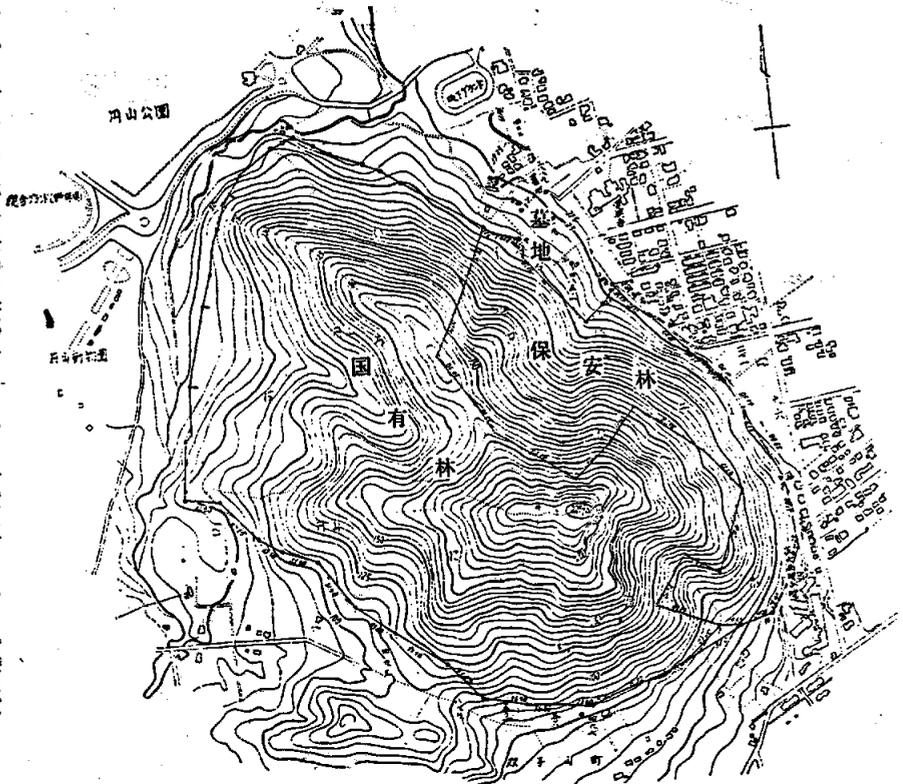
国本土と川口氏との言明の違いは、私たちのささやかな運動を含む住民運動とそれを支える民主的運動全般の力量の発展とが、当局の「必要最少限」の限界を大きく動かすことができることを立証している。いいかえるなら、当局の「必要最少限」という認識には、もともと「必要最少限」の科学的根拠すら欠けていたのだ。この案は現在の市当局から見れば

一応、たしかに「ギリギリの譲歩」であるかも知れない。しかし、道路建設計画の基本は少しも変えられていないし、図面からもわかるように、高さ六・七メートル、奥行き最大一三メートル、幅数十メートルにわたって円山の山裾を削り取る計画は不変のままに残されている。またこの逆T型擁壁と並んで、果たして樹はのびのびと生長できるのだろうか？そして私たちは、この「修正案」に満足して引き退るべきだろうか。

環境破壊の官僚的論理

市の環状線道路計画は、こうして最初から最近にいたるまで、円山の削りとりを不可欠の要件としている。もし道幅を変えずに円山との接触を回避しようとすれば、龍興寺の建物の一部を撤去し、新たに数十基の墓石を取り壊さねばならない(その中には、現在の道路敷地予定地から五メートル程度しか離れていない私の家の墓も間違いない含まれる)が、計画が寺の建物(この部分はさして惜しくないと思われ木造の安普請である)を避けたのは、寺の現在の増家総代が自民党の市会議員の長老T氏である事実と恐らくは無関係でなく、氏の「努力」によって寺の建物が救われる反面、物いわぬ円山とその立木たちが犠牲に供されることになったのではないかと私は推理する。

この推理には別の根拠もあるが、少なくとも最初から円山の山肌を削る案を作



成した、と考えるのは、市当局の幹部に
対しいささか礼を失しすぎている、とい
うべきだろうから、である。
ともあれ、自然の愛護を口にし「緑の
街」を誇り、そのために円山墓地での子
供たちの虫とりすら「やめましよう」と

いう立札を立てている札幌市が、ことも
あろうに円山の山肌を崩してまで道路を
通そうというのだ。
この事実を市当局との交渉を知ってび
っくりした私たちは、天然記念物に指定
されている円山を削ることが許されると

いいのか、と烈しく追求した。この問い
に対する市当局の回答は、円山の東面は
市の保安林で、天然記念物に指定されて
いるのはそれ以外の国有林の部分だけで
あるから、違法ではない、というもので
あった。私たちは驚いて、しばらく声
も出なかった。
もちろんこのことを知っているものは
私もが話した円山の住民のただ一人も
いなかった。おそらく札幌市民のほとん
ど全員が、円山が全体として天然記念物
だ、とまた考えていることであろうし、
しかもそれは全く当然のことである。円
山の登山口にある説明文を見ても「天然
記念物円山原始林」と書いてあり、世界
的に貴重な所以を述べてはいるが、東半
分がそうではありません、などとは当然
ながら書いてはいない。
市の保安林だから伏しても、少々削っ
てもよい、というのが、いかに許しがた
い官僚的詭弁であり、自然破壊を合法化
する三百代官的遁辞であるかは、改めて
指摘するまでもない。
館脇 操氏の論文『札幌円山の自然科
学的研究』（一九五八年）によると、円
山が天然記念物に指定されたのは大正八
年であり、「史蹟名勝天然記念物保存法」
（大正八年制定）にもとづいていたが、
他方保安林の部分には、もと国有地であっ
たものを明治三十六年市が墓地敷地とし
て私下げを受け、のち大正十二年に保安
林に指定されたといわれる。まさに大正
時代の自然保護思想である（図面②「円
山の行政管理区画別区分図参照」）。

真にこの山を世界に誇るべきものとす
るならば、国有林・保安林・民権地の区
別なく、円山全体を一体として（自然は
一体で、行政区画などを知らない）、動植
物まで含めて完全に保護すべきであり、
更に山から一定距離の地域までは、なん
らかの保護規制を加えるべきなのであ
る。にもかかわらず、保安林だから、市
の墓地だからという「理由」で樹木の伐
採どころか、明白に円山の山腹であるこ
ころすら削りとうろとうるのである。さ
らに追求したところ、市は道の「自然保
護条例の要保護地域としてこの地帯を考
えたこともなく、道もその意向は今のと
ころない、ということだったという（こ
の点は、今後の問題点のひとつである）。
こうして、もろもろの行政区画や今の
中途半端な条例などは、民間の自然破壊
を抑制する手段としてよりも、政府や自
治体による自然破壊を合理化する煙幕に
すらなっている、ともいえる。
これほど明白な自然破壊を告発しえな
い条例は、むしろ「自然破壊保護条例」
と改名した方がよくなるだろうか？
更に不思議なことに、円山の「保安林」
区域下の両斜面は、昔は子供のスキー場
として私たちに懐しいところであるが、
戦後いつの間にか民間の宅地となってい
まい、一面に住宅が建ち並んでいる。
こうしたことを許してきた私たちの自
然保護思想が、同時に敵しく問い正され
ねばならないことも、また確かである。
山腹を削る際に、計画ではこの山嶺の
上に立ち並ぶあの美しいポプラ並木も、

ほとんどすべて伐採されることになる。

円山に住む自民党のある市議員(市議会建設委員)は、ポプラを伐らないでほしいという主婦の切々とした呼びかけにたいし、「こんな一〇本ぐらいい伐つて見れば腐っているかどうかすぐ判る。この際、伐り倒した方が安全だ」と放言した。

また四月二十日の強風で、何本かのポプラが倒れたが、市の当局者の一人は得たりとばかり、だからこの際伐り倒して植えかえた方がよい、と、このことを自分たちに都合のよい論拠にすりかえる。だが、こういう人の神経こそ、車公害と排気ガスでポロポロに腐蝕してしまい、幼ない日の人間らしさ、自然さを全く失ってしまったているのだ。

老木が倒れるのは、いつの日かやむを得ない。しかし、あのポプラたちの伐り口は、大部分実のみずみずしかった(証拠写真がある)。彼女らは、保護されずに若死にしたのだ。それとも、自然は保護しない方が「自然に」生きる(または死ぬ)とでもいうのか? こういう人たちは、自分の子供に何を、どのように教えるのだから?

ポプラを植えかえた方がよい、というのは、ポプラが車道に倒れたら車があぶないからである。だが、そもそもここに車道が造られなければ、危険などは生まれないのである。この七〇数本のポプラ——この並木ほど美しいポプラは、札幌にはもうほとんどなくなってしまった——の生命を守ることは、住民のエゴ(市議会議員からよく聞いた言葉である)で

も単なる感傷でもない。

それは、人間らしさの一つの拠点を守る運動だ。市民のみんなが、私たちの札幌の残された自然を守り、とりかえす運動に加わってゆく中で、新しい、真に人間本位の都市計画を再創造していかねばならないと思う。

環状線(少くとも未完成の円山地区の部分)がなくなると、誰も何物も失って



陳情書、要望書

意見書、回答文書

大規模林業圏構想の再検討について

HNC S 第一一〇号
昭和四十九年十月十日

北海道知事 堂垣内尚弘 殿

北海道自然保護協会

会長 伊藤 秀五郎

北海道の自然保護については、従来、格段のご配慮をいたしておりましたが、今般当協会において、標記の件につき、別紙の要望書をとりとめました。よろしく御審議をお願いし、行政に反映されることを要望いたします。

〔写提出先〕 環境庁長官、開発庁長官、林野庁長官、関係各管局長

ない(これも造るために、住民の一部は美しい環境をすでに失ったが)。しかし、この道路の強行は、測り知れないものをあらたに破壊し(未来の子供たちの遊び場と詩情を含めて)、さらに——これが恐ろしいことだが——これと同じ思想と、同じ思想にもとづく——そう破壊的な道路計画を再生産するのである。

(札幌商科大学)

北海道開発計画の一環として大規模林業圏構想が打出されてから、五カ年を経過しておりますが、これまでに公にされた資料を検討していく段階で、いくつもの疑問点が明らかにされつつあります。

この構想においては、林業における充分な造林計画が打立てられないまま、伐採量のみが確定し、これを基準にしてすべての施策がくまれ、林道の建設のみが優先して着工されようとしていることに大きな問題があります。

圏域内では既に多くの林道の建設が行なわれております。林業の経営にあたり林道の建設は当然でありましようが、その多くが自然保護上問題を残し、また環境破壊をまねいていることも事実であり

ます。

大規模林道の通過予定線の多くは海拔高が高く、森林生態系の見地から、いくつもの問題をかかえております。このような状態にあって、圏域内の林業経営が大規模林業圏構想の林道網建設によって果せると考えることは疑問があります。また、圏域内に設置が検討されつつある森林レクリエーション構想も次元が低く、現在多く見られるレジャーランド的要素が随所に見受けられます。

本来、森林レクリエーション地域は、あくまでも自然のしくみを理解し、人類と自然のかかわりあいを正しく認識させる教育的な場ではなくてはなりません。したがって、公共的森林レクリエーション地域の設定を検討するにあたっては、従来の観光地開発型の計画を進めることは将来に對し重大な過誤をおかすことになりま。

大規模林業圏構想が、北海道において最も森林蓄積量の大きい地域に視点が置かれておること、過去の森林施策のあり方などを考えあわせると、この計画が収斂的林業に傾き、かつ、観光地的な開発におちいる危険性を充分にもつものと考えられます。

以上のような理由から、この構想の根本的な再検討を行なうことを、要望するものであります。

公開理事會開催の要求について

北海道自然保護協会会長殿
以下の二点の事がらを始め、本年度着

昭和48年度収支決算
(自昭和48年4月1日 至昭和49年3月31日)
北海道自然保護協会

収入の部		支出の部	
会費	850,000	会議費	28,820
個人会費	603,200	旅費	489,900
雑収入	84,910	誌発行費	723,860
その他(通利子)	900,000	通信費	133,512
預金(通利子)	17,955	交通費	440
前期繰越金	208,926	交諸会費	20,000
		人事務費	377,200
		図書資料費	90,562
		雑予繰	33,200
		雑予繰	62,425
		雑予繰	80,000
		雑予繰	625,072
計	266,991	計	2,664,991

繰越内訳金 現金 18,981円 拓銀 464,771円
振替 135,995円 道銀 5,325円

昭和49年度収支予算
(自昭和49年4月1日 至昭和50年3月31日)

収入の部		支出の部	
会費	1,100,000	会議費	50,000
個人会費	800,000	旅費	200,000
雑収入	100,000	誌発行費	1,200,000
前期繰越金	625,072	通信費	150,000
		交通費	10,000
		交諸会費	20,000
		人事務費	450,000
		図書資料費	100,000
		雑予防費	10,000
		雑予防費	50,000
		雑予防費	385,072
計	2,625,072	計	2,625,072

備考 1. 会議費 総会1回、理事会6回として
2. 個人会費 2,000円として

工が予定されている「大規模林業園構想」の徹底的な検討が理事会において、会員にその開催を通知し、行なわれることを連名で要求します。

一、先、六月十五日、北海道自然保護協会総会において「大規模林業園構想」に対する反対決議が満場一致でなされたがその後、協会として何ら具体的な活動がなされていない。反対決議を一体どのような形で生かす考えか、また、具体的な行動の用意はあるのか明らかにしていただきたい。

一、協会として反対決議がなされたにもかかわらず、協会の理事の一部に「滝上―留辺察」間の事前調査の参加および、その調査報告書にみられるような「大規

模林業園構想」に賛同する行動がみられている。協会としては、そのような理事についてどのように考えるのか明らかにしていただきたい。

昭和四十九年十月十七日
北海道自然保護協会会員

大山 明、佐藤佑一、杉本ひろ子、鈴木政枝、滝口 亘、寺島一男、重沢千代水野好吉、村田輝美(アイウエオ順)

昭和四十九年十月二十六日

大山 明、佐藤佑一、杉本ひろ子、鈴木政枝、滝口 亘、寺島一男、重沢千代小野好吉、村田輝美

北海道自然保護協会

会長 伊藤 秀五郎

公開理事会開催要求について
十月十七日付公開理事会開催要求について下記のようにお答え申し上げます。

大規模林業園問題については総会の決議を受けて、理事会では反対意見書の原案作成を大雪問題専門委員を付託し、同委員会で作成の原案を基に、同封の意見書を取りまとめ、関係機関に送付しました。

この間の検討状況については、会報第十六号ならびに第十八号(近日発行)に掲載しました。

なお、理事会は十一月十六日(土)午後一時三十分から植物園会議室で開催されます。慣例により傍聴は自由です。

編集委員会より

前号(16号)で既報のとおり六月十五日、札幌自治会館において本協会の総会が開催された。この場で、道内各地の会員から様々な問題がアピルされ、総会名で決議がなされた。その内の一部は要望書にして関係各機関に配布したが、それぞれの問題に直接たずさわっている方々に依頼して具体的にとりまとめてもらったのが、以下の諸報告である。

東ヌプカウソンの保護問題 藤村俊彦
木地挽山の芝草原保護について

札幌新道と教育環境 高畑 滋
大規模林業園について 秋田 稔

札幌・山田周辺の道路問題 森山 守
なお、以上の報告を一括して掲載する

予定であったが、すぐれた報告が多かったことを考慮し、編集委員会独自の判断で、本号には特に緊急を要すると思われる二編を掲載するとともに、残り二編と「然別湖の自然保護」については、明年一月に発行予定の会誌十三号に回すことにした。

昭和四十九年十二月十日発行

札幌市中央区北二条西八丁目
北海道大学植物園内

発行所 北海道自然保護協会
電話(二三)〇〇六六番

発行人 石川 俊 夫
印刷 札幌印刷株式会社